

公益財団法人予防医学事業中央会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人予防医学事業中央会（以下「本財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び幹事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 本財団は、理事長及び常勤役員には職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬等は別表に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬等のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 第2項に定める役員以外の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、役員会及び評議員会に出席等、必要の都度、別表に定める金額の範囲内で定額を支払うことができる。

（報酬等の月額決定）

第4条 理事長及び常勤役員の報酬の月額は、別表の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

（報酬等の支払方法）

第5条 理事長及び常勤役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬等の支給日）

第6条 理事長及び常勤役員の報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、その月の月額的全額を毎月末日までに支給する。ただし、支給日が土曜日又は休祭日に当たるときは、その直前の勤務日に支給する。

(費 用)

第7条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した経費及び負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の総日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公 表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人予防医学事業中央会の設立の登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月20日から施行する。

【別 表】

役 員 等	報 酬 の 額
理事長及び常勤役員	1 人につき年間総額 900 万円までの範囲内を支給する。
上記以外の役員	理事会出席等の都度、1 人につき 5, 000 円を支給する。 交通費実費を支給する。
評議員	評議員会出席等の都度、1 人につき 5, 000 円を支給する。 交通費実費を支給する。